

大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程

（設置）

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、過疎化、少子高齢化社会の進展や疾病構造の変化など、医療施設を取り巻く環境が著しく変化している中で、合併後、新市における公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所（以下「公立医療施設」という。）の担うべき役割や機能及び経営のあり方等について総合的な調査検討を行うため、公立医療施設総合検討専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的に調査検討する。

- （1）公立医療施設の担うべき役割、機能に関する事項
- （2）公立医療施設と他の医療施設との連携、機能分担に関する事項
- （3）公立医療施設の診療体制に関する事項
- （4）公立医療施設の経営のあり方に関する事項
- （5）前各号に掲げる事項のほか会長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内とし、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- （1）医療関係者
- （2）受療関係者
- （3）学識経験者
- （4）行政関係者
- （5）その他会長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

3 委員長及び副委員長は、会長が選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

4 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるも

のとする。

- 5 会議録等の公開については、大野郡 5 町 2 村合併協議会会議運営規程第 8 条の規定を適用する。

（会議録）

- 第 5 条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- （１）開催の日時及び場所
- （２）出席委員等の氏名
- （３）議題及び議事の要旨
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

- 2 会議録は、委員長及び委員長が指名した 2 名の委員が署名しなければならない。

（関係者の出席）

- 第 6 条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者の出席を要請し、説明及び意見を求めることができる。

- 2 関係者が委員会に出席したときの報酬及び費用弁償については、大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

（報告）

- 第 7 条 委員長は、委員会の協議経過及び結果について、規約第 1 2 条に定める町村長連絡会において大野郡 5 町 2 村合併協議会会長に報告するものとする。

（庶務）

- 第 8 条 委員会の庶務は、規約第 1 4 条第 1 項に規定する事務局において処理する。

（委任）

- 第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 6 月 2 4 日から施行する。